



千葉労働局発表
平成 26 年 11 月 26 日

千葉労働局職業安定部
職業対策課長 香取正昭
職業対策課長補佐 石毛宗一
地方障害者雇用担当官 日暮江律子
電話 043-221-4391 (代表)
043-221-4392 (直通)

報道関係者各位

平成 26 年 障害者雇用状況の集計結果

- ・民間企業の雇用障害者数 11 年連続過去最高
- ・精神障害者の雇用増加、前年度比 25.8%増

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、常用雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けている事業主等から、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めています。

千葉労働局では、今般、平成 26 年 6 月 1 日現在における管内の民間企業や公的機関などの同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

ポイント

【民間企業】（法定雇用率 2.0%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新
 - ・雇用障害者数は 8,584.0 人、対前年比 4.8%（390.0 人）増加
 - ・実雇用率は 1.77%、対前年比 0.06 ポイント上昇
- 法定雇用率達成企業の割合は 47.5%（対前年比 3.2 ポイント上昇）

【公的機関】（法定雇用率 2.3%、県教育委員会及び一部市町村教育委員会は 2.2%）

- 県機関では、8 機関中 7 機関で法定雇用率を達成
- 市町村機関では、91 機関中 79 機関が法定雇用率を達成

（注）障害者の数のカウントについては、別紙「法定雇用率とは」（5 ページ）の※を参照してください。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

※報告対象企業については、平成24年までは56人以上規模であり、平成25年以降は50人以上規模である。

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者数は8,584.0人で、前年より4.8%（390.0人）増加し、11年連続で過去最高となった。
- ・ 障害種別の雇用状況は、身体障害者は5,575.0人（対前年比1.4%増）、知的障害者は2,403.5人（対前年比8.5%増）、精神障害者は605.5人（対前年比25.8%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、3年連続で過去最高の1.77%（前年は1.71%）であった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は47.5%（同44.3%）と3.2ポイント上昇した。

【第1表、第1図】

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業では917.0人であった。また、100～300人未満で2,033.5人、300～500人未満で783.0人、500～1,000人未満で1,133.0人、1,000人以上で3,717.5人と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、規模が大きいほど高く、民間企業全体の実雇用率（1.77%）と比較すると、
 - ⇒ 1,000人以上規模企業（2.05%）、500～1,000人未満（1.84%）については上回った。
 - ⇒ 300～500人未満規模企業（1.68%）、100～300人未満（1.55%）、50～100人未満（1.40%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模50～100人未満が45.3%、100～300人未満が50.1%、300～500人未満が45.3%、500～1,000人未満が46.5%、1,000人以上が51.9%となり、300～500人未満規模企業を除き前年より上昇した。

【第2表(1)、第3表(1)、第2図】

○ 産業別の状況

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農業、林業、漁業、鉱業」が 56.5 人、「建設業」が 98.0 人、「製造業」が 1,170.5 人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 28.0 人、「情報通信業」が 107.5 人、「運輸業」が 724.0 人、「卸売業、小売業」が 1,360.5 人、「金融業、保険業」が 331.5 人、「不動産業、物品賃貸業」が 95.0 人、「学術研究、専門・技術サービス業」が 1,535.5 人、「宿泊業、飲食サービス業」が 207.5 人、「生活関連サービス業、娯楽業」が 273.0 人、「教育・学習支援業」が、137.0 人、「医療・福祉」が 1,366.5 人、「複合サービス事業」が 110.0 人、「サービス業」が 983.0 人であった。
- 産業別の実雇用率では、「学術研究、専門・技術サービス業」(2.03%)が、法定雇用率を上回っている。さらに、「金融業、保険業」(1.99%)、「医療・福祉」(1.87%)、「宿泊業、飲食サービス業」(1.82%)、「運輸業」(1.80%)と続いている。

【第 2 表(2)、第 3 表(2)、第 3 図】

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 平成 26 年の法定雇用率未達成企業は 1,093 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業 (1 人不足企業) が 716 社と、65.5%を占めている。
- また、障害者を 1 人も雇用していない企業 (0 人雇用企業) が 656 社、未達成企業に占める割合は、60.0%となっている。

2 公的機関における在職状況

○ 県の機関 (法定雇用率 2.3%が適用される機関)

県の機関 (43.5 人以上の機関) に在職している障害者の数は 296.5 人、実雇用率は 2.49%で、7 機関中 6 機関で法定雇用率を達成。

【未達成の機関：千葉県病院局※】 ※現在は、法定雇用率を達成

【第 4 表 1、第 6 表(1)・(2)】

○ 県教育委員会 (法定雇用率 2.2%が適用される機関)

2.2%の法定雇用率が適用される県教育機関に在職している障害者の数は 523.0 人と昨年度 (507.5 人) と比べ大幅に増加し、実雇用率も 2.29%と昨年度 (2.23%) を上回っている。

【第 4 表 2、第 6 表(3)】

○ 市町村の機関 (法定雇用率 2.3%が適用される機関)

市町村の機関 (43.5 人以上の機関) に在職している障害者の数は 1,005.0 人、実雇用率は 2.29%で、87 機関中 75 機関が達成。

【未達成の機関：成田市※、東金市※、習志野市、袖ヶ浦市※、木更津市※、八街市※、白井市、多古町、匝瑳市、香取市、国保旭中央病院※、国保国吉病院組合※】

※現在は、法定雇用率を達成している市町村機関

【第 5 表、第 6 表(5)】

○ 市町村教育委員会（法定雇用率 2.2%が適用される機関）

2.2%の法定雇用率が適用される市教育機関に在職している障害者の数は121.0人、実雇用率は2.21%と4機関とも法定雇用率を達成している。

【第5表、第6表(6)】

3 特殊法人等における雇用状況

地方の特殊法人（法定雇用率 2.3%）に雇用されている障害者の数は7.5人、実雇用率は2.31%で、2機関中1機関で達成している。

【未達成機関：さんむ医療センター】

【第1表、第6表(4)】

4 千葉労働局の取組み

以上の状況を踏まえ、千葉労働局は次のとおり取組みます。

- ・ 公的機関については、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、労働局幹部から機関の幹部に対する指導を徹底する。
- ・ 民間企業については、平成25年4月1日施行の法定雇用率2.0%への引上げに伴い低下した「法定雇用率達成企業割合」を、平成27年の報告において、平成26年の報告の数値（47.5%）を1.5P上回る49.0%以上とすることを目指し、より一層雇用率達成指導を積極的に実施する。

特に、平成27年4月より納付金制度の対象となる100人超200人以下の法定雇用率未達成企業に対し、障害者雇用についての理解の促進を図るとともに、雇用者数が大幅に増加している精神障害者に対し、関係機関とのチーム支援や精神障害者雇用トータルサポーターの助言指導等による定着に向けての支援の強化を図る。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	<table> <tr> <td>一般の民間企業 (50人以上規模の企業)</td> <td>2. 0%</td> </tr> <tr> <td>特殊法人等 (労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等)</td> <td>2. 3%</td> </tr> </table>	一般の民間企業 (50人以上規模の企業)	2. 0%	特殊法人等 (労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等)	2. 3%
一般の民間企業 (50人以上規模の企業)	2. 0%				
特殊法人等 (労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等)	2. 3%				
○ 国、地方公共団体	2. 3% (43.5人以上規模の機関)				
○ 都道府県等の教育委員会	2. 2% (45.5人以上規模の機関)				

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

平成26年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

< 目次 >

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.0%）

第1表	概況・障害種別雇用状況	7
第2表	企業規模別・産業別の雇用状況	8
第3表	企業規模別・産業別の障害種別雇用状況	9
第1図	民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移	10
第2図	民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移	11
第3図	民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移	12

2 公的機関等における在職状況（法定雇用率 2.3%または 2.2%）

第4表	千葉県 <small>の</small> 機関（法定雇用率 2.3%が適用される機関）の障害者 在職状況	13
	千葉県 <small>の</small> 機関（法定雇用率 2.2%が適用される機関）の障害者 在職状況	14
第5表	千葉県内市町村等の機関における障害者の在職状況	15
第6表	地方公共団体等の各機関の状況	16～18

第1表 民間企業等における雇用状況

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分			
一般の民間企業 〔2.0%〕	企業 2,082 (2,026)	人 485,922.5 (479,967.5)	人 1,845 (1,810)	人 471 (434)	人 3,646 (3,473)	人 1,554 (1,334)	人 8,584.0 (8,194.0)	人 810.0 (805.5)	% 1.77 (1.71)	企業 989 (898)	% 47.5 (44.3)
特殊法人等 〔2.3%〕	2 (2)	325.0 (326.0)	3 (2)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	7.5 (4.0)	2.5 (0.0)	2.31 (1.23)	1 (1)	50.0 (50.0)

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
一般の民間企業 〔2.0%〕	人 8,584.0 (8,194.0)	人 1,483 (1,477)	人 305 (286)	人 2,053 (2,038)	人 502 (439)	人 5,575.0 (5,497.5)	人 427.0 (437.0)	人 362 (333)	人 166 (148)	人 1,189 (1,116)	人 649 (570)	人 2,403.5 (2,215.0)	人 228.0 (246.5)	人 404 (319)	人 403 (325)	人 605.5 (481.5)	人 155.0 (122.0)
特殊法人等 〔2.3%〕	7.5 (4.0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	6.5 (4.0)	2.5 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0.0 (0.0)

〔第1表 (1)の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- F欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ()内は、平成25年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 特殊法人とは、2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

〔第1表 (2)の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ()内は、平成25年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 特殊法人とは、2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

第2表 企業規模別・産業別の雇用状況

(1) 規模別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分			
規模計	2,082 (2,026)	485,922.5 (479,967.5)	1,845 (1,810)	471 (434)	3,646 (3,473)	1,554 (1,334)	8,584.0 (8,194.0)	810.0 (805.5)	1.77 (1.71)	989 (898)	47.5 (44.3)
50～ 100人未満	928 (887)	65,683.0 (62,686.0)	178 (173)	47 (49)	415 (367)	198 (156)	917.0 (840.0)	119.5 (110.5)	1.40 (1.34)	420 (380)	45.3 (42.8)
100～ 300人未満	864 (850)	130,808.5 (128,354.5)	465 (442)	86 (73)	919 (853)	197 (172)	2,033.5 (1,896.0)	252.5 (220.5)	1.55 (1.48)	433 (389)	50.1 (45.8)
300～ 500人未満	137 (138)	46,512.5 (46,718.5)	204 (205)	35 (33)	309 (303)	62 (64)	783.0 (778.0)	89.0 (112.5)	1.68 (1.67)	62 (65)	45.3 (47.1)
500～ 1,000人未満	101 (99)	61,573.5 (61,639.0)	251 (253)	48 (41)	537 (484)	92 (82)	1,133.0 (1,072.0)	115.5 (124.5)	1.84 (1.74)	47 (43)	46.5 (43.4)
1,000人以上	52 (52)	181,345.0 (180,569.5)	747 (737)	255 (238)	1,466 (1,466)	1,005 (860)	3,717.5 (3,608.0)	233.5 (237.5)	2.05 (2.00)	27 (21)	51.9 (40.4)

(注) 第1表 (1)1～5と同じ

(2) 産業別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分			
産業計	2,082 (2,026)	485,922.5 (479,967.5)	1,845 (1,810)	471 (434)	3,646 (3,473)	1,554 (1,334)	8,584.0 (8,194.0)	810.0 (805.5)	1.77 (1.71)	989 (898)	47.5 (44.3)
農・林・漁業、 鉱業	13 (13)	1,358.5 (1,238.0)	14 (14)	0 (2)	24 (21)	9 (6)	56.5 (54.0)	3.5 (10.0)	4.16 (4.36)	7 (7)	53.8 (53.8)
建設業	63 (58)	7,197.5 (6,779.5)	18 (20)	2 (1)	58 (51)	4 (4)	98.0 (94.0)	12.0 (6.0)	1.36 (1.39)	31 (29)	49.2 (50.0)
製造業	415 (411)	69,583.0 (69,004.0)	277 (270)	17 (25)	580 (561)	39 (40)	1,170.5 (1,146.0)	85.5 (71.0)	1.68 (1.66)	213 (206)	51.3 (50.1)
電気・ガス・熱 供給・水道業	7 (7)	1,841.5 (1,896.0)	6 (7)	0 (0)	16 (13)	0 (0)	28.0 (27.0)	2.0 (2.0)	1.52 (1.42)	3 (2)	42.9 (28.6)
情報通信業	54 (57)	8,720.5 (9,405.0)	30 (31)	3 (3)	42 (41)	5 (5)	107.5 (108.5)	8.5 (6.5)	1.23 (1.15)	20 (20)	37.0 (35.1)
運輸業	232 (217)	40,210.0 (36,833.5)	168 (138)	35 (26)	337 (285)	32 (35)	724.0 (604.5)	75.0 (57.0)	1.80 (1.64)	99 (90)	42.7 (41.5)
卸売業、小売 業	305 (296)	85,193.5 (85,382.0)	290 (296)	70 (61)	626 (626)	169 (146)	1,360.5 (1,352.0)	147.5 (171.0)	1.60 (1.58)	117 (102)	38.4 (34.5)
金融業、保険 業	26 (26)	16,676.5 (15,780.0)	102 (101)	6 (2)	118 (116)	7 (6)	331.5 (323.0)	21.5 (32.0)	1.99 (2.05)	12 (13)	46.2 (50.0)
不動産業、 物品賃貸業	30 (28)	6,370.0 (5,439.5)	26 (24)	4 (2)	37 (24)	4 (3)	95.0 (75.5)	16.0 (12.5)	1.49 (1.39)	10 (10)	33.3 (35.7)
学術研究、専門・ 技術サービス業	40 (42)	75,716.5 (80,018.5)	205 (246)	178 (178)	543 (579)	809 (714)	1,535.5 (1,606.0)	9.0 (17.0)	2.03 (2.01)	16 (18)	40.0 (42.9)
宿泊業、飲食 サービス業	54 (53)	11,394.5 (11,094.5)	38 (36)	12 (11)	99 (77)	41 (40)	207.5 (180.0)	33.5 (27.5)	1.82 (1.62)	27 (24)	50.0 (45.3)
生活関連サービ ス業、娯楽業	105 (112)	16,697.0 (17,340.0)	56 (58)	20 (15)	115 (117)	52 (26)	273.0 (261.0)	30.0 (48.0)	1.64 (1.51)	51 (47)	48.6 (42.0)
教育・ 学習支援業	46 (44)	8,487.0 (9,712.5)	37 (39)	5 (7)	55 (58)	6 (8)	137.0 (147.0)	23.5 (18.0)	1.61 (1.51)	22 (21)	47.8 (47.7)
医療・福祉	454 (426)	73,107.0 (68,398.0)	294 (260)	94 (75)	528 (449)	313 (254)	1,366.5 (1,171.0)	242.5 (196.0)	1.87 (1.71)	254 (209)	55.9 (49.1)
複合 サービス事業	31 (30)	6,782.5 (6,074.0)	30 (25)	5 (6)	43 (40)	4 (4)	110.0 (98.0)	4.0 (8.5)	1.62 (1.61)	15 (15)	48.4 (50.0)
サービス業	207 (206)	56,587.0 (55,572.5)	254 (245)	20 (20)	425 (415)	60 (43)	983.0 (946.5)	96.0 (122.5)	1.74 (1.70)	92 (85)	44.4 (41.3)

(注) 第1表 (1)1～5と同じ

第3表 企業規模別・産業別の障害種別雇用状況

(1) 規模別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
規模計	8,584.0 (8,194.0)	1,483 (1,477)	305 (286)	2,053 (2,038)	502 (439)	5,575.0 (5,497.5)	427.0 (437.0)	362 (333)	166 (148)	1,189 (1,116)	649 (570)	2,403.5 (2,215.0)	228.0 (246.5)	404 (319)	403 (325)	605.5 (481.5)	155.0 (122.0)
50～ 100人未満	917.0 (840.0)	142 (130)	25 (24)	234 (210)	42 (35)	564.0 (511.5)	59.5 (52.5)	36 (43)	22 (25)	137 (124)	71 (42)	266.5 (256.0)	34.5 (42.5)	44 (33)	85 (79)	86.5 (72.5)	25.5 (15.5)
100～ 300人未満	2,033.5 (1,896.0)	387 (377)	56 (45)	594 (576)	77 (75)	1,462.5 (1,412.5)	146.5 (127.5)	78 (65)	30 (28)	223 (195)	60 (51)	439.0 (378.5)	67.5 (60.0)	102 (82)	60 (46)	132.0 (105.0)	38.5 (33.0)
300～ 500人未満	783.0 (778.0)	173 (177)	24 (24)	195 (190)	30 (28)	580.0 (582.0)	51.5 (61.0)	31 (28)	11 (9)	67 (76)	14 (21)	147.0 (151.5)	20.0 (32.5)	47 (37)	18 (15)	56.0 (44.5)	17.5 (19.0)
500～ 1,000人未満	1,133.0 (1,072.0)	217 (221)	30 (29)	328 (328)	22 (15)	803.0 (806.5)	58.0 (81.5)	34 (32)	18 (12)	138 (106)	42 (41)	245.0 (202.5)	33.0 (24.5)	71 (50)	28 (26)	85.0 (63.0)	24.5 (18.5)
1,000人以上	3,717.5 (3,608.0)	564 (572)	170 (164)	702 (734)	331 (286)	2,165.5 (2,185.0)	111.5 (114.5)	183 (165)	85 (74)	624 (615)	462 (415)	1,306.0 (1,226.5)	73.0 (87.0)	140 (117)	212 (159)	246.0 (196.5)	49.0 (36.0)

(注) 第1表 (2) 1～6と同じ

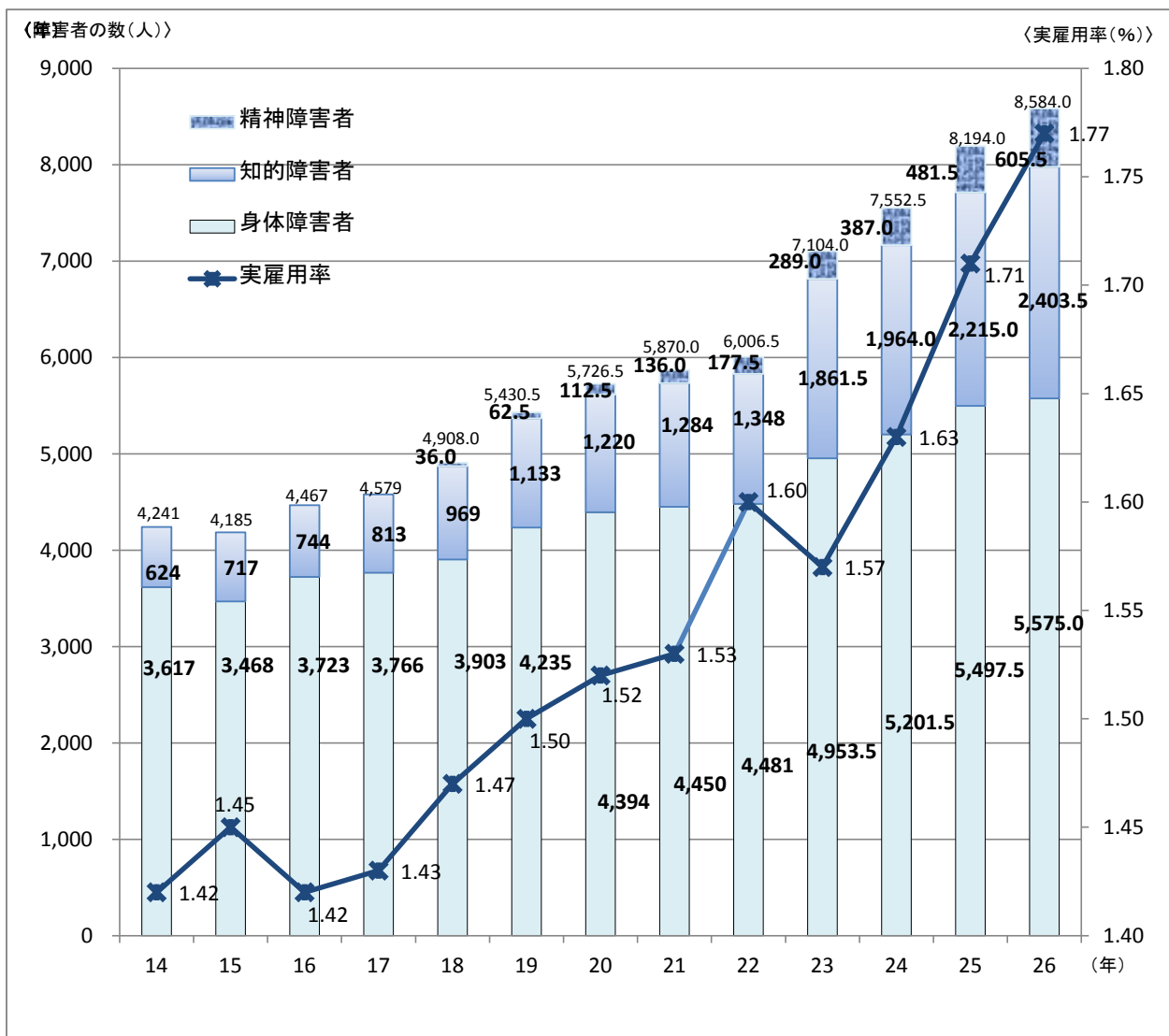
(2) 産業別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
産業計	8,584.0 (8,194.0)	1,483 (1,477)	305 (286)	2,053 (2,038)	502 (439)	5,575.0 (5,497.5)	427.0 (437.0)	362 (333)	166 (148)	1,189 (1,116)	649 (570)	2,403.5 (2,215.0)	228.0 (246.5)	404 (319)	403 (325)	605.5 (481.5)	155.0 (122.0)
農、林、漁業、鉱業	56.5 (54.0)	4 (5)	0 (1)	10 (9)	1 (0)	18.5 (20.0)	1.0 (5.0)	10 (9)	0 (1)	12 (8)	7 (5)	35.5 (29.5)	2.5 (5.0)	2 (4)	1 (1)	2.5 (4.5)	0.0 (0.0)
建設業	98.0 (94.0)	18 (20)	2 (1)	43 (40)	2 (4)	82.0 (83.0)	9.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	0.0 (1.0)	12 (8)	2 (0)	13.0 (8.0)	3.0 (2.0)
製造業	1,170.5 (1,146.0)	241 (244)	12 (15)	332 (340)	27 (23)	839.5 (854.5)	49.0 (40.0)	36 (26)	5 (10)	180 (171)	8 (13)	261.0 (239.5)	21.5 (18.0)	68 (50)	4 (4)	70.0 (52.0)	15.0 (13.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	28.0 (27.0)	6 (7)	0 (0)	12 (10)	0 (0)	24.0 (24.0)	2.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (3.0)	0.0 (1.0)
情報通信業	107.5 (108.5)	28 (29)	3 (3)	32 (29)	0 (0)	91.0 (90.0)	4.0 (3.0)	2 (2)	0 (0)	5 (3)	2 (1)	10.0 (7.5)	2.0 (1.0)	5 (9)	3 (4)	6.5 (11.0)	2.5 (2.5)
運輸業	724.0 (604.5)	138 (119)	14 (6)	214 (192)	17 (19)	512.5 (445.5)	39.5 (29.0)	30 (19)	21 (20)	87 (69)	7 (8)	171.5 (131.0)	23.0 (18.5)	36 (24)	8 (8)	40.0 (28.0)	12.5 (9.5)
卸売・小売業	1,360.5 (1,352.0)	223 (232)	41 (41)	295 (294)	60 (51)	812.0 (824.5)	57.5 (70.5)	67 (64)	29 (20)	242 (260)	48 (42)	429.0 (429.0)	51.0 (64.0)	89 (72)	61 (53)	119.5 (98.5)	39.0 (36.5)
金融、保険業	331.5 (323.0)	101 (100)	6 (2)	94 (98)	6 (3)	305.0 (301.5)	16.5 (30.5)	1 (1)	0 (0)	12 (11)	0 (0)	14.0 (13.0)	1.0 (1.0)	12 (7)	1 (3)	12.5 (8.5)	4.0 (0.5)
不動産業 物品賃貸業	95.0 (75.5)	25 (22)	4 (2)	26 (18)	2 (1)	81.0 (64.5)	12.5 (10.5)	1 (2)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	5.0 (7.0)	0.0 (0.0)	8 (3)	2 (2)	9.0 (4.0)	3.5 (2.0)
学術研究、 専門・技術サービス業	1,535.5 (1,606.0)	180 (222)	129 (131)	260 (299)	258 (233)	878.0 (990.5)	7.0 (17.0)	25 (24)	49 (47)	244 (237)	411 (373)	548.5 (518.5)	1.0 (0.0)	39 (43)	140 (108)	109.0 (97.0)	1.0 (0.0)
宿泊業、 飲食サービス業	207.5 (180.0)	28 (24)	7 (9)	25 (19)	3 (2)	89.5 (77.0)	11.0 (10.5)	10 (12)	5 (2)	63 (47)	27 (31)	101.5 (88.5)	15.5 (13.5)	11 (11)	11 (7)	16.5 (14.5)	7.0 (3.5)
生活関連、 娯楽業	273.0 (261.0)	45 (48)	12 (11)	83 (85)	27 (13)	198.5 (198.5)	14.5 (33.0)	11 (10)	8 (4)	25 (22)	8 (6)	59.0 (49.0)	10.5 (12.5)	7 (10)	17 (7)	15.5 (13.5)	5.0 (2.5)
教育・ 学習支援業	137.0 (147.0)	37 (39)	5 (7)	39 (45)	4 (7)	120.0 (133.5)	18.5 (16.0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	1.0 (0.0)	13 (10)	2 (1)	14.0 (10.5)	4.0 (2.0)
医療・福祉	1,366.5 (1,171.0)	230 (201)	51 (41)	309 (275)	65 (61)	852.5 (748.5)	130.5 (97.0)	64 (59)	43 (34)	157 (135)	108 (73)	382.0 (323.5)	68.5 (64.5)	62 (39)	140 (120)	132.0 (99.0)	43.5 (34.5)
複合 サービス業	110.0 (98.0)	25 (20)	3 (3)	35 (32)	0 (0)	88.0 (75.0)	4.0 (6.0)	5 (5)	2 (3)	6 (6)	4 (4)	20.0 (21.0)	0.0 (2.5)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)
サービス業	983.0 (946.5)	154 (145)	16 (13)	244 (253)	30 (22)	583.0 (567.0)	50.5 (65.0)	100 (100)	4 (7)	147 (138)	19 (14)	360.5 (352.0)	30.5 (45.0)	34 (24)	11 (7)	39.5 (27.5)	15.0 (12.5)

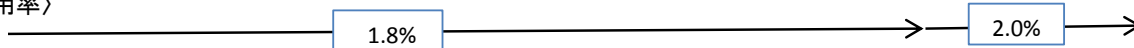
(注) 第1表 (2) 1～6と同じ

第1図 民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移

各年6月1日現在



〈法定雇用率〉



※1 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模企業、平成25年以降は50人以上規模企業の集計である)

※2 障害者実雇用率の算定方法は以下のとおりである。(平成22年7月1日～)

$$\text{障害者実雇用率} = \frac{\text{障害者である(常用雇用労働者数+常用雇用短時間労働者数} \times 0.5)}{\text{(健全者を含む)常用雇用労働者数+(健全者を含む)常用雇用短時間労働者数} \times 0.5}$$

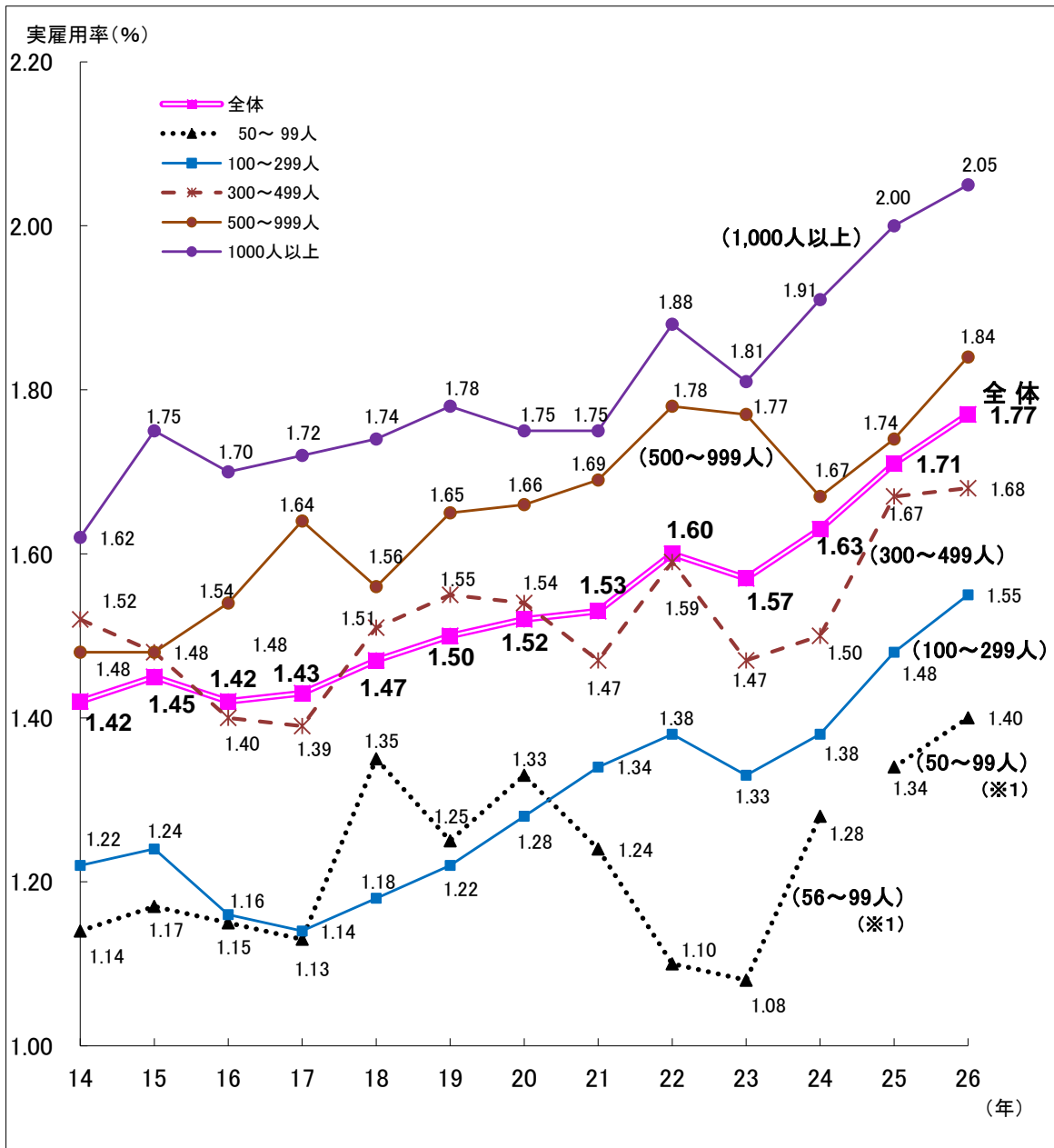
※3 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 	平成23年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 知的障害者である短時間労働者(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
平成18年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 		

※4 平成22年から平成23年の実雇用率の推移は、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

第2図 民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移

各年6月1日現在

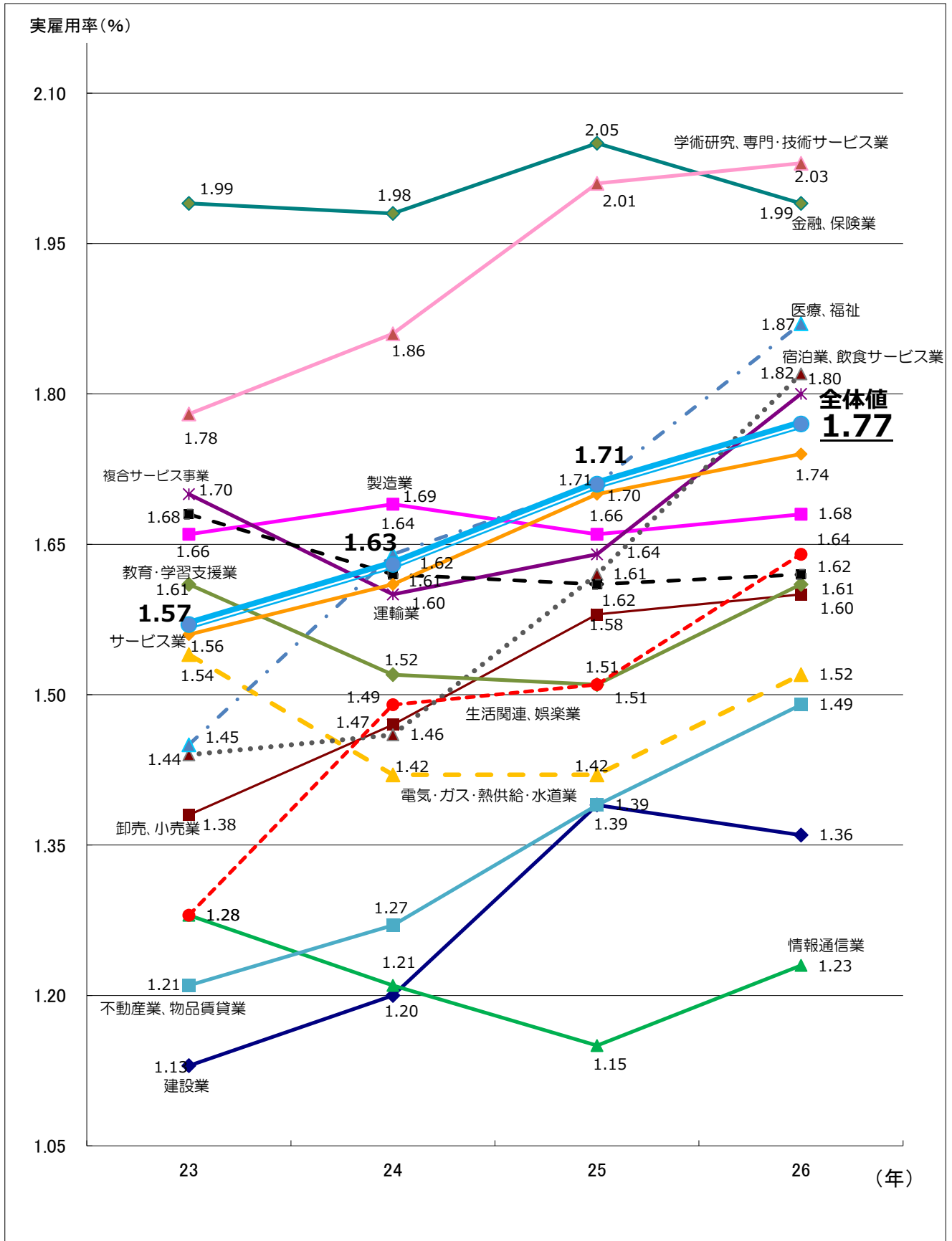


※1 平成24年以前は56人以上規模企業が対象があったのに対し平成25年以降は50人以上規模企業が対象となったため平成24年以前の数値は56~99人の数値である。

※2 平成22年から平成23年の実雇用率の推移は、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

第3図 民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移

各年6月1日現在



※1 グラフ作成上、労働者数が1,500人に満たない農・林・漁業及び鉱業は除いている。

第4表 千葉県の機関における障害者の在職状況

1. 法定雇用率2.3%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分			
計	機関 7	人 11,899.0	人 87	人 4	人 115	人 7	人 296.5	人 5.5	% 2.49	機関 6	% 85.7
	(7)	(11,776.0)	(89)	(3)	(114)	(8)	(299.0)	(20.0)	(2.54)	(7)	(100.0)
千葉県知事部局	1	7,837.5	59	0	77	0	195.0	4.0	2.49	1	100.0
	(1)	(7,729.0)	(59)	(0)	(74)	(0)	(192.0)	(13.0)	(2.48)	(1)	(100.0)
その他の県の機関	6	4,061.5	28	4	38	7	101.5	1.5	2.50	5	83.3
	(6)	(4,047.0)	(30)	(3)	(40)	(8)	(107.0)	(7.0)	(2.64)	(6)	(100.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
計	人 296.5	人 84	人 4	人 103	人 7	人 278.5	人 3.5	人 3	人 0	人 8	人 0	人 14.0	人 2.0	人 4	人 0	人 4.0	人 0.0
	(299.0)	(87)	(3)	(100)	(8)	(281.0)	(9.0)	(2)	(0)	(7)	(0)	(11.0)	(6.0)	(7)	(0)	(7.0)	(5.0)

2. 法定雇用率2.2%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分			
千葉県 教育委員会	機関 1	人 22,815.5	人 158	人 3	人 198	人 12	人 523.0	人 50.5	% 2.29	機関 1	% 100.0
	(1)	(22,762.0)	(150)	(3)	(197)	(15)	(507.5)	(34.5)	(2.23)	(1)	(100.0)

〔第4表 1(1)・2(1)の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は、平成25年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔第4表 1(2)の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は、平成25年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第5表 千葉県内市町村等の機関における障害者の在職状況

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E.計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分			
法定雇用率2.3%が適用される機関	機関 87 (86)	人 43,849.0 (43,621.0)	人 247 (237)	人 42 (32)	人 429 (447)	人 80 (62)	人 1,005.0 (984.0)	人 64.0 (100.5)	% 2.29 (2.26)	機関 75 (67)	% 86.2 (77.9)
法定雇用率2.2%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	4 (4)	5,484.5 (5,509.0)	26 (23)	5 (6)	56 (44)	16 (7)	121.0 (99.5)	14.0 (5.5)	2.21 (1.81)	4 (3)	100.0 (75.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
法定雇用率2.3%が適用される機関	人 1,005.0 (984.0)	人 241 (232)	人 41 (31)	人 381 (401)	人 63 (50)	人 935.5 (921.0)	人 50.5 (77.5)	人 6 (5)	人 1 (1)	人 22 (23)	人 6 (4)	人 38.0 (36.0)	人 9.0 (19.0)	人 26 (23)	人 11 (8)	人 31.5 (27.0)	人 4.5 (4.0)
法定雇用率2.2%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	121.0 (99.5)	24 (23)	5 (6)	47 (40)	16 (7)	108.0 (95.5)	10.0 (4.5)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (0.0)	4.0 (0.0)	9 (4)	0 (0)	9.0 (4.0)	0.0 (1.0)

〔第5表 (1)の注〕

〔第4表 1(1)の注〕1～5と同じ

6 「厚生労働大臣の指定する教育委員会」は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条ただし書きの規定に基づき同条ただし書きの厚生労働大臣の指定する教育委員会を定める件(平成11年労働省告示第33号)に定める教育委員会とする。

7 法定雇用率2.3%が適用される機関とは、市町村の行政機関等である。

〔第5表 (2)の注〕

〔第4表 1(2)の注〕1～6と同じ

〔第5表 (1)の注〕6、7と同じ

第6表 地方公共団体等の各機関の状況

(1) 都道府県知事部局の状況 (法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	7,837.5	195.0	2.49	0.0	
千葉県(認定)	7,837.5	195.0	2.49	0.0	注4

(2) 都道府県機関(警察、企業局等)の状況 (法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	4,061.5	101.5	2.50	1.0	
千葉県企業庁	312.0	8.0	2.56	0.0	
千葉県水道局	883.0	28.0	3.17	0.0	
千葉県病院局	1,210.0	26.0	2.15	1.0	注7
北千葉広域水道企業団	92.0	2.0	2.17	0.0	
君津広域水道企業団	68.0	1.0	1.47	0.0	
千葉県警察本部	1,496.5	36.5	2.44	0.0	

(3) 都道府県教育委員会の状況 (法定雇用率2.2%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	22,815.5	523.0	2.29	0.0	
千葉県	22,815.5	523.0	2.29	0.0	

(4) 特殊法人等の状況 (法定雇用率2.3%) 注5

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	325.0	7.5	2.31	0.5	
千葉県住宅供給公社	95.0	3.0	3.16	0.0	
さんむ医療センター	230.0	4.5	1.96	0.5	

注5) 特殊法人等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人である。
 なお、同令別表第2の第1号から第8号までの法人(国所轄の法人)については、厚生労働省で発表している。

(5) 県内市町村等の機関の状況 (法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	43,849.0	1,005.0	2.29	20.0	
千葉市(認定)	5,413.0	127.5	2.36	0.0	注4
銚子市(認定)	710.0	17.5	2.46	0.0	注4
市川市	2,459.5	56.0	2.28	0.0	
船橋市	2,610.0	62.5	2.39	0.0	
館山市	453.5	10.0	2.21	0.0	
木更津市(認定)	953.0	20.0	2.10	1.0	注4、注7
松戸市(認定)	2,581.5	59.0	2.29	0.0	注4
野田市	703.5	16.0	2.27	0.0	
茂原市	489.5	12.0	2.45	0.0	
成田市	815.0	17.0	2.09	1.0	注7
佐倉市	778.5	20.0	2.57	0.0	
東金市	346.0	6.0	1.73	1.0	注7
旭市(認定)	538.0	13.0	2.42	0.0	注4
習志野市	791.0	12.5	1.58	5.5	
柏市	1,440.0	34.0	2.36	0.0	
勝浦市	214.0	4.0	1.87	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
市原市	1,499.5	34.0	2.27	0.0	
流山市（認定）	978.0	23.5	2.40	0.0	注4
八千代市（認定）	1,112.5	25.5	2.29	0.0	注4
我孫子市	589.0	14.5	2.46	0.0	
鴨川市	505.0	11.0	2.18	0.0	
鎌ヶ谷市（認定）	508.0	12.0	2.36	0.0	注4
君津市（認定）	880.5	20.5	2.33	0.0	注4
富津市（認定）	384.5	9.0	2.34	0.0	注4
浦安市	737.5	21.0	2.85	0.0	
四街道市	449.0	13.0	2.90	0.0	
袖ヶ浦市	376.5	7.5	1.99	0.5	注7
八街市（認定）	540.0	10.0	1.85	2.0	注4、注7
印西市	644.0	14.0	2.17	0.0	
白井市	399.5	8.0	2.00	1.0	
富里市（認定）	415.5	10.0	2.41	0.0	注4
南房総市（認定）	682.0	16.0	2.35	0.0	注4
匝瑳市（認定）	293.5	4.0	1.36	2.0	注4
香取市	532.0	10.0	1.88	2.0	
山武市（認定）	446.0	13.0	2.91	0.0	注4
いすみ市（認定）	500.0	12.0	2.40	0.0	注4
酒々井町	158.0	3.0	1.90	0.0	
栄町（認定）	189.0	6.0	3.17	0.0	注4
神崎町	68.0	1.0	1.47	0.0	
多古町	237.5	3.0	1.26	2.0	
東庄町	131.0	3.0	2.29	0.0	
大網白里市（認定）	558.0	13.0	2.33	0.0	注4
九十九里町	125.0	2.0	1.60	0.0	
芝山町	114.0	3.0	2.63	0.0	
横芝光町	232.0	5.0	2.16	0.0	
一宮町	113.0	3.0	2.65	0.0	
睦沢町	64.5	1.0	1.55	0.0	
長生村	126.0	2.0	1.59	0.0	
白子町	130.0	2.0	1.54	0.0	
長柄町	98.0	3.0	3.06	0.0	
長南町（認定）	137.0	4.0	2.92	0.0	注4
大多喜町	203.0	4.0	1.97	0.0	
御宿町	126.0	3.0	2.38	0.0	
鋸南町	73.0	1.0	1.37	0.0	
市川市教育委員会	753.0	18.5	2.46	0.0	
館山市教育委員会	125.5	2.0	1.59	0.0	
野田市教育委員会	125.0	3.0	2.40	0.0	
茂原市教育委員会	82.0	2.0	2.44	0.0	
成田市教育委員会	283.5	6.0	2.12	0.0	
佐倉市教育委員会	165.5	4.0	2.42	0.0	
東金市教育委員会	90.0	2.0	2.22	0.0	
市原市教育委員会	255.5	6.0	2.35	0.0	
我孫子市教育委員会	94.0	3.5	3.72	0.0	
鴨川市教育委員会	145.0	3.0	2.07	0.0	
浦安市教育委員会	246.0	7.0	2.85	0.0	
四街道市教育委員会	69.0	2.0	2.90	0.0	
袖ヶ浦市教育委員会	85.0	1.0	1.18	0.0	
印西市教育委員会	245.5	5.5	2.24	0.0	
白井市教育委員会	128.5	3.0	2.33	0.0	
香取市教育委員会	120.0	2.0	1.67	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
香取広域市町村圏事務組合	62.0	1.0	1.61	0.0	
山武郡市広域水道企業団	57.0	2.0	3.51	0.0	
四市複合事務組合	83.5	2.0	2.40	0.0	
長生郡市広域市町村圏組合	106.5	5.0	4.69	0.0	
山武郡市広域行政組合	83.5	1.0	1.20	0.0	
九十九里地域水道企業団	80.0	1.0	1.25	0.0	
香取市東庄町病院組合	128.0	6.0	4.69	0.0	
総合病院 国保旭中央病院	1,454.0	32.0	2.20	1.0	注7
国保国吉病院組合	207.0	3.0	1.45	1.0	注7
君津中央病院企業団	543.0	14.0	2.58	0.0	
公立長生病院	164.0	3.0	1.83	0.0	
松戸市病院事業	625.5	14.0	2.24	0.0	
習志野市企業局	102.0	2.0	1.96	0.0	
柏市水道事業	68.0	2.0	2.94	0.0	
船橋市病院事業	257.5	5.0	1.94	0.0	
国保匝瑳市民病院	106.0	3.0	2.83	0.0	
佐倉市上下水道部	57.0	1.0	1.75	0.0	

(6) 県内市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.2%) 注6

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	5,484.5	121.0	2.21	0.0	
千葉市教育委員会	4,181.0	93.0	2.22	0.0	
船橋市教育委員会	723.5	15.5	2.14	0.0	
習志野市教育委員会	276.5	6.0	2.17	0.0	
柏市教育委員会	303.5	6.5	2.14	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 「高齢・障害・求職者雇用支援機構、放射線医学総合研究所、千葉大学」は国の所轄法人のため、千葉労働局での集計を行っていない。

注6 法定雇用率2.2%の市町村教育委員会とは、学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校又は中等教育学校に置かれる教諭、助教諭又は講師（常勤者に限る。）の任命権者である教育委員会である。（特例認定機関を除く）

注7 注7の機関は、障害者任免状況調査（平成26年6月1日）後、障害者雇用不足数を解消した機関。

【事例S社】

◆ **事業内容・従業員数・雇用障害者数**

土木建築サービス業 従業員数約 780 名 雇用障害者数 7 名（内訳 身体 4 名・精神 2 名）

◆ **雇用のきっかけと現状**

- ・かねてから障害者と一緒に仕事を通して成長したいとの思いがあったが、法定雇用率の改正をきっかけに、精神障害者の雇用を積極的に検討することになった。
- ・障害者職業センターから障害特性、配慮すべき点、雇用に関するノウハウなど支援を仰ぐとともに、支援機関を介し実習も行ったうえ、精神障害者を初めて一般事務職で受け入れることとなった。

◆ **仕事内容**

一般事務（データ入力・資料作成）等

◆ **雇用管理面での配慮**

- ・精神障害者雇用セミナーの受講や、「障害者職業生活相談員」の資格を取得し、社内の専門人材の育成にも力をいれ、人的環境を整えている。（お互いフォローできる 2 名以上の体制。）
- ・採用後 2 カ月程度は、将来の安定した就業のための先行投資として、週 1 回程度の面接を行い、本人の「自立したい。」という思いをサポートし、アドバイスをしている。
- ・必要に応じて支援機関、医療機関とケースカンファレンスを行い情報共有を図り、きめ細かなサポート体制を構築している。

◆ **企業からのコメント**

- ・障害者だからと言って、過剰に配慮していない。制度的には健常者と同じ。ただし、定期的に支援機関や医療機関に協力してもらい、障害特性への配慮の仕方などのアドバイスをもらっている。それぞれが、情報共有することで、障害者も会社も支援機関も安心して雇用継続できるサポート体制を構築出来ていると考えている。

【事例T社】

◆ **事業内容・従業員数・雇用障害者数**

航空運輸業 従業員約 355 名 雇用障害者数 6 名（内訳 身体 4 名・精神 2 名）

◆ **雇用のきっかけと現状**

- ・法定雇用率未達成により、障害者雇入れ計画作成命令が発出され、雇入れ計画書を作成したことにより、今まで以上に具体的な雇用に向けた取組がされることとなった。
- ・障害者が安心して働くことが出来る職場環境や職務内容の検討を進めつつ、障害者雇用の理解を深めるための担当者会議を実施し、受入れ体制を整えた。
- ・ハローワークを活用し障害者就職面接会に参加するなど、積極的に障害者雇用を進め現在に至る。

◆ **仕事内容**

アンケートの集計、資料の作成、情報収集や什器・備品等の機材の管理（不具合の修繕や利用する社員からの質問対応、請求書等の管理等）

◆ **雇用管理面での配慮**

- ・障害者の職場での安全・安心を確保出来るよう環境整備に努めている。
- ・障害者の雇用が 5 人となった時点で、障害者職業生活相談員を 1 名選任し、それぞれの障害特性に応じた支援を行っている。
- ・ハローワークの精神障害者雇用トータルサポーターの助言や支援を受けながら、障害者と頻繁にコミュニケーションを取るよう心がけている。その為、問題が生じた場合も早期に気づき、迅速な対応を行うことが出来るようになり、雇用の定着が図られている。